

訪問看護医療情報連携加算に伴うウェブサイトの掲示について

令和 8 年度診療報酬改定により、訪問看護ステーションでは、ICT を活用して他の保険医療機関等の関係職種と利用者の診療情報等を共有し、計画的な訪問看護管理を行う体制が求められることとなりました。これに伴い、「訪問看護医療情報連携加算」が新設され、以下のとおり算定いたします。

訪問看護医療情報連携加算 (新設) 1, 0 0 0 円／月

施設基準について

当ステーションでは、以下の施設基準に基づき、ICT を活用した医療情報連携体制を整備しております。

1. ICT を用いた診療情報等の共有体制

利用者の診療情報等について連携機関と ICT を用いて共有し、常時確認できる体制を有しています。また、以下の条件を満たしています。

- ・利用者情報は、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで管理しています。
- ・情報共有は、利用者本人
- ・ご家族、または利用者の同意を得た関係機関のみで行います。
- ・情報共有の参加者範囲を随時設定できます。
- ・参加者は必要な診療情報等を常時閲覧・取得でき、利用者ごとに時系列で確認できます。
- ・必要な診療情報等を関係機関で常時共有できる体制を整えています。
- ・情報管理については、「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」を参考に運用しています。
- ・安全な通信環境の確保については、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にしています。

2. 連携機関数

利用者情報を共有している連携機関は 5 機関以上あります。

3. 地域における連携体制

地域の保険医療機関等が ICT 連携への参加を希望した場合は、関係者間の取り決めにに基づき、地域で統一した連携体制の構築に努めています。

4. 掲示およびウェブサイト掲載

連携体制の概要および実際に情報共有を行っている連携機関名等について、事業所内の見やすい場所への掲示およびウェブサイトへの掲載を行っています。

2026 年 6 月 1 日

チアフル訪問看護ステーション

チアフル訪問看護ステーション 関